

1 種加盟チームのユニフォームに関する規程

(目的)

第1条 本規程は、豊川サッカー協会（以下「本協会」という）の1種（社会人・シニア）加盟チーム（以下「チーム」という）のユニフォームに関する事項について定める。

(ユニフォーム)

第2条 本規程においてユニフォームとは、シャツ、ショーツ及びソックスの3点を総称したものをいう。

(着用義務)

第3条 本協会主催・運営の試合においては、各チームが保有するユニフォームを着用しなければならない。

(ユニフォームの色彩)

第4条 ユニフォームの色彩は、審判員が通常着用する黒色と明確に判別し得るものでなければならない。

- 2 チームは、公式競技会の試合会場に正・副2組（ホーム用及びアウェイ用）のユニフォームを持参しなければならない。
- 3 ホームの色は有色系、アウェイの色は白色系を基本とし、有色系として紺、グレーなど審判服（黒色）と見分けが付きにくい可能性があるものはデザイン作成時に事前に当協会1種委員会へ相談することとし、当該チームが貸与可能な審判服（黄色など）を準備することを前提に許可を検討する。
- 4 試合時はアウェイチームのユニフォームと見分けが付きにくいことがある場合、ユニフォームの入れ替えも積極的に行うことを了承する。（ホームにグレー色を選択した場合などを想定）
- 5 主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、両チームの立ち会いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。
- 6 前項の場合、主審は、両チームの各2組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ及びソックスのそれぞれについて、判別しやすい組み合わせを決定することができる。

[特例] 豊川サッカー協会に登録する1種（社会人・シニア）加盟チームは、日本サッカー協会には登録しておらず、また、市民リーグという位置づけを考えると日本サッカー協会が定める厳格なユニフォーム規程を遵守するほどではないとし、以下の

特例を設ける。

- ① 日本サッカー協会のユニフォーム規程では明確に黒色のユニフォームの使用を禁止しているが、当協会では今まで黒色のユニフォームの使用に関して言及してこなかったことを鑑み、現在において黒色のユニフォームを使用しているチームにおいてはこれを認めることとする。ただし、新たにユニフォームを調達する場合はこの限りではない。
- ② 昨今、ユニフォームメーカーにおいて同一ユニフォームを製造する期間が極端に短く、また購入したユニフォームが廃盤になるケースも多々見受けられる。よって、後継モデルが現在保有のユニフォームと類似している場合は、これを許可することとする。ただし、後継モデルの補充が何度も続き、チームのユニフォームがバラバラの状態になるようであるなら、ユニフォームを一新することも各チームにおいて検討してもらうこととする。
- ③ ショーツ及びソックスに関しては、同一の色であれば若干のデザイン等の違いがあってもこれを許可することとする。ただし、あまりにもチーム全体においてバラバラの状態にならないように気を付けてもらうこととする。
- ④ アンダーウェアおよびアンダーショーツも本来であるならば、ユニフォームと同系色であるべきだが、それぞれのチームにおいてそれらが同色で統一されていれば、これを認めることとする。
- ⑤ 対戦チーム双方の色彩において、審判員が通常着用する服装（黒色）と見分けがつかない、もしくは見分けがしづらい場合や審判が予備の審判服（黄色など）を保有していない場合、対戦チーム双方の了解のもと主審に限りビブスを着用することを許可することとする。

（ユニフォームへの表示）

第5条 シャツの前面及び背面には、選手番号を必ず表示しなければならない。選手番号は、服地と明確に区別し得る色彩かつ判別が容易なサイズのものでなければならない。

（表示の禁止）

第6条 ユニフォームには、政治的、宗教的又は個人的なスローガン、メッセージ又はイメージを表示してはならない。

（他地区への参加）

第7条 東三河選手権などの上位協会もしくは他協会への大会参加時においては、当該協会の大会規定に従うものとする。

（その他）

第8条 この規程に定めるもののほか、ユニフォームに関する事項は理事会の決議により

定める。

附 則

1 この規程は、2021年4月1日から施行する。

1 この規程は、2022年4月1日から施行する。

[補足] そもそも論ですが、ユニフォームは味方チーム及び相手チームを判別するために着用するものです。市民リーグの位置づけである豊川リーグはその趣旨からユニフォームに関しては厳格な運用はしてこなかった中において、過去には決して少なくない問題やトラブルが発生したことも事実です。

然るに、2020年度においては長年の伝達・依頼事項であるアウェイ用のユニフォームを全チームに導入してもらうようにし、各チームの努力によって、長年の課題であった各チーム2種類のユニフォームを保有できる状態になりました。

各チームにおいては、そのチームの成り立ちや構成メンバーの年齢、はたまた新規加入頻度などなど、様々な事情があって豊川リーグに参加しているのは承知しております。

例えば、様々な事情があるからユニフォームがバラバラでも良い、という理屈はありません。もちろん、あのチームは完璧にユニフォームを揃えているから、あなたのチームも完璧に揃えなさい、というのも冒頭の市民リーグという位置づけでは、少なからず無理があるとも理解しております。

このような状況を解決するには、ある一定のルールを定め、お互いにその趣旨を理解し、ルールの運用においては現場にて各チームの理解と許容が必要であると考えます。そして、現場にてその理解と許容が崩れた時に、新たにルールを再設定しなくてはならないと考えます。

上記のことを踏まえ、2021年度よりユニフォームに関する規程を適用しますが、簡単に言えば今まで通りです。しかしながら、2020年度までの今まで通りと、2021年度以降の今まで通りは明らかに違います。その違いを意識してもらい、豊川サッカーリーグを思いっきり楽しんでもらいたいと願います。

[補足 2] 2021年度に制定した本規定であるが、ホームのユニフォーム（シャツ）の色彩に関しての明確な規定がなく、加盟チームからの問い合わせが多かったため、

第4条に色彩に関する規程を追加した。しかしながら、2021年度内に新規購入したユニフォームの色彩に関しては、この限りではない。また、審判服の着用に関してもピブス着用を許可することで、対戦チームのユニフォームの色彩選択の範囲を広げることとした。

以 上